

平成18年6月1日から

# 住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

住宅火災警報器をつけて安全

## なぜ、「火災警報器」が必要なのか

住宅火災による死者数が増加しており、そのうちの約7割が逃げ遅れにより亡くなっています。また、その過半数は65歳以上の高齢者であり、高齢化の進展に伴い死者数のさらなる増加が心配されています。

(総務省消防庁調べ：平成15年)

## いつから設置が必要になるのか

新築住宅については、平成18年6月1日からです。既存住宅については2年から5年の猶予期間があります。

## 住宅火災警報器等とはどのようなものか

住宅の壁や天井に設置することで火災発生初期段階で煙や熱を感知し、警報音や音声により知らせる器具です。

- 住宅用火災警報器⇒感知部・警報部等が一体化されており、火災を感知すると警報音・音声を出します。
- 住宅用火災報知設備⇒感知器・受信機・中継器等から構成されるシステム型の警報設備です。

※住宅用火災警報器等には、次のようなタイプのものがあります。

- 感知方式⇒煙式(寝室・階段用)、熱式
- 設置位置⇒天井、壁面
- 警報音⇒アラーム、音声

## ※電源について

- 乾電池タイプ⇒電池切れの場合は、表示やアラーム音等で知らせます。配線工事が不要なため、既存住宅に適しています。
- 家庭用電源タイプ⇒配線による電源供給が必要となります。コンセントへ差し込むものもあります。

## どこに取り付けるのか

- ①寝室
  - ②階段 就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場に設置します。[ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます]
- ※3階建て以上で寝室が多い場合や7㎡以上の部屋が5以上ある場合は追加が必要です。
- ※改正消防法では台所への設置は義務付けられてはいませんが、自主的な防護が必要です。

## 悪質な訪問販売に注意しましょう！

これらの火災警報器は、消防機器取扱店や一般量販店等で取り扱っています。消防署の職員が一般家庭を訪問して販売することはありません。また、業者に販売を委託することはありません。

問合せ お近くの消防本部または消防署「住宅用火災警報器相談室」

☎(フリーダイヤル)0120-565-911(平日の午前9時から午後5時)